

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区瑞穂区亀城町六丁目七番地、最後の住所名古屋市中区瑞穂区十六町二丁目六番地 被相続人 亡 篠田 功三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

名古屋市中区東桜一丁目五番一六号KAT
〇ビル加藤・上田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上田 学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市駅前通二丁目八九番地、最後の住所愛知県新城市作手清岳字向山一六番地二二三 被相続人 亡 長谷川利鎌
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

愛知県豊橋市前田南町一丁目一番地の一
ワレジデンスHAD A二〇一
相続財産清算人 弁護士 高和 直司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県蒲郡市三谷町二番地一四番地四、最後の住所愛知県豊橋市植田町字神戸坂四四番地一 被相続人 亡 寺田 直記
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

愛知県豊橋市東松山町一七番地
相続財産清算人 弁護士 菅沼 昌史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡明和町大字養村一〇六番地一、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 北岡 清子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

三重県松阪市中央町三八四番地一 OZビ
ルシエテ二階二〇三号室 山本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区七番町四丁目一〇番地、最後の住所三重県松阪市久保町一八五五番地一三中出借家九号 被相続人 亡 今村 清一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

三重県松阪市南町一八三二二階
相続財産清算人 弁護士 砂子 昌利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区下鴨東本町一二番地二、最後の住所京都市北区上賀茂ケシ山一番地七 被相続人 亡 藤本 泰子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町
三七六 クロトビル四階 里内法律事務所
相続財産清算人 弁護士 里内友貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区瀬戸町大内六四八番地、最後の住所大阪府茨木市美穂ヶ丘一九番C一四〇五号 被相続人 亡 近重 永治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府北区西天満二二二一三B〇五二
シオ西天満二丁目五階
相続財産清算人 弁護士 栃本 一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市元町一丁目三七八二番地三、最後の住所大阪府和泉市上代町七七六番地の一(五〇三) 被相続人 亡 安西 芳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府北区西天満三丁目一四番六号セン
チュリー西天満ビル二階
相続財産清算人 弁護士 工藤 大基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺石津町中三丁一三番、最後の住所大阪府堺市西区浜寺石津町中三丁一三番一〇号 被相続人 亡 野村 秀作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

大阪府北区西天満三丁目一四番六号セン
チュリー西天満ビル二階
相続財産清算人 弁護士 工藤 大基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区永手町四丁目二番三〇一五〇七号 被相続人 亡 富本 裕子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

神戸市中央区多間通二一四四ブックロー
ン神戸ビル西館六階A室 神戸香風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅葉 律子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区大手町四丁目一〇六番地、最後の住所広島市安芸区船越五丁目一六番二五号 被相続人 亡 通山 富夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月十二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十日

広島県安芸郡海田町大正町八番一八号
相続財産清算人 司法書士法人塚本法律事務所

第5期決算公告

令和8年4月20日

東京都港区海岸一丁目2番20号汐留ビルディング3階

CSC Japan Corporate Services株式会社内

ExtraHop Networks Japan株式会社

代表取締役 ウィリアム・リチャード・サントウツチ

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,631,542.0	流動負債	1,293,111.0
固定資産		固定負債	17,338,431.0
		資本	10,000,000.0
		利益剰余金	7,338,431.0
		その他利益剰余金(うち当期純損失)	7,338,431.0 (60,986)
資産合計	18,631,542	負債・純資産合計	18,631,542

第57期決算公告

令和8年3月30日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝7

鬼怒川ガス株式会社

代表取締役社長 川本 知彦

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	350,694	流動負債	80,039
固定資産	268,548.0	災害対策引当金	20,000
		その他の負債	60,039
		退職給付引当金	4,804
		株主資本	4,804
		資本剰余金	534,399
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	90,000
		利益準備金	354,399
		その他利益剰余金(うち当期純利益)	26,520
			327,879 (28,106)
資産合計	619,242	負債・純資産合計	619,242